

## 補助対象事業のタイプ

### 新築

＜発注者又は購入者が自ら居住する住宅が対象＞

#### (1)注文住宅の新築

育て世帯※<sup>1</sup>又 夫婦世帯※<sup>2</sup>が、新たに発注(工事請負契約)するも

※<sup>1</sup> 子育て世帯とは、申請時点において子(令和3年4月1日時点で18歳未満、すなわち平成15(2003)年4月2日以降出生の子)を有する世帯。

※ 若者夫婦世帯とは、申請時点において夫婦であり、令和3年4月1日時点でいずれかが39歳以下(すなわち昭和56(1981)年4月2日以降出生)の世帯。

#### (2)新築分譲住宅の購入

子育て世帯又は若者夫婦世帯が購入(売買契約)する新築住宅※<sup>3</sup>

※<sup>3</sup> 売買契約締結時点において、完成(完了検査済証 発出日)から1年以内であり、人の居住の用に供したことがないもの

(注) (1)(2)のいずれ 場合も、土砂災害防止法(土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策 推進に関する法律(平成1年法律第57号。以後、「土砂災害防止法」という。))に基づく土砂災害特別警戒区域に立地する新築住宅は、本事業の対象にはなりません。詳しくはP. 58(参考4)参照

### リフォーム

＜1戸あたりの上限補助額が30万円超となる場合※<sup>4</sup>は、発注者が自ら居住する住宅が対象＞

#### (3)リフォーム

所有者等※<sup>5</sup>が工事を発注(工事請負契約)するリフォーム

※<sup>4</sup> 世帯の属性による1戸あたりの上限補助額については、P.11を参照。

※<sup>5</sup> リフォーム住宅の所有者(法人を含む)、居住者又 管理組合、管理組合法人を指す。

(注) 別途定める期間内に交付申請、完了報告が可能なものに限りします。

## 補助対象期間

### 新築

#### (1) 注文住宅の新築

下記①②の両方を満たすこと。ただし、令和4年10月31日までに工事が一定以上の出来高に達した上で交付申請を行い、別途定める期間内に完了報告が可能なものに限る。

- ①令和3年11月26日以降に工事請負契約を締結したもの
- ②別途定める事業者登録を行った後に建築工事に着工するもの

#### (2) 新築分譲住宅の購入

下記①②の両方を満たすこと。ただし、令和4年10月31日までに工事が一定以上の出来高に達した上で交付申請を行い、別途定める期間内に完了報告が可能なものに限る。

- ①令和3年11月26日以降に売買契約を締結したもの
- ②別途定める事業者登録を行った後に建築工事に着工するもの

### リフォーム

#### (3) リフォーム

下記①②の両方を満たすこと。ただし、令和4年10月31日までにすべての工事が完了した上で交付申請が可能なものに限る。

- ①令和3年11月26日以降に工事請負契約を締結したもの
- ②別途定める事業者登録を行った後に工事着手するもの

## 世帯要件

子育て世帯  
又は  
若者夫婦  
世帯

新築

## 対象住宅の性能・延べ面積等

下記の(1)、(2)に該当すること

(1) 次の①～③のいずれかに該当すること

① ZEH、Nearly ZEH、ZEH Ready 又は ZEH Oriented

強化外皮基準に適合し、再生可能エネルギー等を除き、基準一次エネルギーから20%以上の一次エネルギー消費量が削減される性能を有する住宅

② 高い省エネ性能等を有する住宅

a) 認定長期優良住宅

b) 認定低炭素住宅

c) 性能向上計画認定住宅

③ 一定の省エネ性能を有する住宅

日本住宅性能表示基準で定める断熱等性能等級4※かつ一次エネルギー消費量等級4の性能を有する住宅

※ 建築物省エネ法に基づく省エネ基準への適合を本事業の要件とするため、断熱等性能等級4の基準のうち、結露の発生を防止する対策に関する基準を満たさない住宅も対象となります。

(2) 住戸の延べ面積が50㎡以上であること。

(注) 対象住宅の性能・延べ面積等の内容に応じてその性能を証明する書類が必要になります。

新築

対象住宅	補助額
① ZEH、Nearly ZEH、ZEH Ready、ZEH Oriented (強化外皮基準かつ再エネを除く一次エネルギー消費量▲20%に適合するもの)	100万円／戸
② 高い省エネ性能等を有する住宅 (認定長期優良住宅、認定低炭素住宅、性能向上計画認定住宅)	80万円／戸
③ 一定の省エネ性能を有する住宅 (断熱等級4 かつ 一次エネ等級4を満たす住宅)	60万円／戸